

議案第 18 号

東広島市立図書館管理運営規則の一部改正について

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正することについて、次のとおり提案する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

東広島市立高屋図書館を新たに設置するため、東広島市立図書館管理運営規則について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

別紙のとおり。

3 施行期日

条例の施行の日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市立図書館設置及び管理条例（平成 27 年条例第 43 号）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 42 号）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市立図書館管理運営規則の一部を改正する規則

東広島市立図書館管理運営規則（平成 4 年東広島市教育委員会規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「集会施設」を「集会施設等」に改める。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、条例第 9 条ただし書に規定する教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 4 条第 2 項中「利用券」の右に「（利用者番号その他の図書館資料の貸出しに必要な情報が記録されたものをいう。以下同じ。）」を加える。

第 5 条第 1 項中「第 7 条において同じ。」を削る。

第 6 条中「利用券を紛失したとき」を「紛失、破損等により利用券を使用することができなくなったとき、」に改める。

第 1 0 条中「図書館資料」の右に「（電子書籍を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

第 2 章中「第 5 節 集会施設の使用」を「第 5 節 集会施設等の使用」に改める。

第 1 6 条中「集会施設」を「集会施設等」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「集会施設」を「集会施設等」に、「集会施設使用申込書」を「集会施設等使用申込書」に改め、同条第 2 項中「集会施設」を「集会施設等」に、「集会施設使用承認書」を「集会施設等使用承認書」に改める。

第18条第2項中「図書館」の右に「（東広島市立高屋図書館を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（東広島市条例第42号）の施行の日から施行する。

東広島市立図書館管理運営規則（平成4年教育委員会規則第10号）新旧対照表

新	旧
目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 図書館奉仕 第1節 通則（第3条） 第2節 個人貸出し（第4条—第9条） 第3節 団体貸出し（第10条—第13条） 第4節 移動図書館（第14条・第15条） 第5節 集会施設等の使用（第16条・第17条） 第6節 複写（第18条—第21条） 第3章 図書館資料の寄贈及び寄託（第22条—第24条） 第4章 雑則（第25条） 附則 第2章 図書館奉仕 （入館者の心得） 第3条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。<u>ただし、条例第9条ただし書に規定する教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。</u> （1）～（3）（略） （貸出しの対象者等） 第4条 （略） 2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用申込書を館長に提出し、利用券（利用者番号その他の図書館資料の貸出しに必要な情報が記録されたものをいう。以下同じ。）の交付を受けた後、当該利用券により申し込まなければならない。 （郵送貸出し） 第5条 前条第1号又は第2号に該当する者で身体の障害等の理由により図書館に来館することが困難であると館長が認めたものは、郵送による図書館資料（電子書籍及び視聴覚資料を除く。_____）の貸出し（以下この節において「郵送貸出し」という。）を受けることができる。	目次 第1章 総則（第1条・第2条） 第2章 図書館奉仕 第1節 通則（第3条） 第2節 個人貸出し（第4条—第9条） 第3節 団体貸出し（第10条—第13条） 第4節 移動図書館（第14条・第15条） 第5節 集会施設__の使用（第16条・第17条） 第6節 複写（第18条—第21条） 第3章 図書館資料の寄贈及び寄託（第22条—第24条） 第4章 雑則（第25条） 附則 第2章 図書館奉仕 （入館者の心得） 第3条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。_____ （1）～（3）（略） （貸出しの対象者等） 第4条 （略） 2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書館利用申込書を館長に提出し、利用券_____の交付を受けた後、当該利用券により申し込まなければならない。 （郵送貸出し） 第5条 前条第1号又は第2号に該当する者で身体の障害等の理由により図書館に来館することが困難であると館長が認めたものは、郵送による図書館資料（電子書籍及び視聴覚資料を除く。第7条において同じ。）の貸出し（以下この節において「郵送貸出し」という。）を受けることができる。

新	旧
2 (略) (利用券の紛失等) 第6条 利用券の交付を受けた者は、<u>紛失、破損等により利用券を使用することができなくなったとき</u>、又は利用券若しくは図書館利用申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。 (貸出しの対象) 第10条 図書館資料<u>(電子書籍を除く。以下この章において同じ。)</u>の貸出しを受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。 (1)～(3) (略) 第5節 集会施設<u>等</u>の使用 (使用の対象) 第16条 条例第11条第1項に規定する集会施設<u>等</u>を使用できる者は、次に掲げる条件を満たしているものとする。 (1)～(3) (略) (使用の申込み等) 第17条 条例第11条第1項の規定による集会施設<u>等</u>の使用の申込みは、あらかじめ集会施設<u>等</u>使用申込書を館長に提出することにより行うものとする。 2 館長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、集会施設<u>等</u>を使用することが適当であると認めたときは、集会施設<u>等</u>使用承認書を前項に規定する申込書を提出した者に交付するものとする。 3 (略) (複写の手続) 第18条 (略) 2 複写ができる資料は、図書館<u>(東広島市立高屋図書館を除く。以下この章において同じ。)</u>が所蔵する図書館資料とし、その他のものについては、複写は行わない。	2 (略) (利用券の紛失等) 第6条 利用券の交付を受けた者は、<u>利用券を紛失したとき</u> _____又は利用券若しくは図書館利用申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。 (貸出しの対象) 第10条 図書館資料 _____の貸出しを受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。 (1)～(3) (略) 第5節 集会施設__の使用 (使用の対象) 第16条 条例第11条第1項に規定する集会施設__を使用できる者は、次に掲げる条件を満たしているものとする。 (1)～(3) (略) (使用の申込み等) 第17条 条例第11条第1項の規定による集会施設__の使用の申込みは、あらかじめ集会施設__使用申込書を館長に提出することにより行うものとする。 2 館長は、前項の申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、集会施設__を使用することが適当であると認めたときは、集会施設__使用承認書を前項に規定する申込書を提出した者に交付するものとする。 3 (略) (複写の手続) 第18条 (略) 2 複写ができる資料は、図書館 _____が所蔵する図書館資料とし、その他のものについては、複写は行わない。